

県外産業廃棄物の処理に係る放射線の測定に関する事項

1 県外産業廃棄物に係る事前協議

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という）の排出事業者は、搬入する産業廃棄物の放射性セシウム濃度（セシウム 134 とセシウム 137 の合計量をいう。以下同じ。）の測定を行い、その結果書の写しを県外産業廃棄物搬入事前協議書（以下「事前協議書」という。）に添付すること。県は、その結果により搬入の可否を判断するものとする。ただし、下記 2 の事項に該当する場合は、この限りでない。

事前協議が終了し、継続的に県外から搬入する場合は、当面の間、放射性セシウム濃度の測定を原則として 1 か月に 1 回実施するものとし、事前協議書を提出した総合支庁環境課、本庁循環型社会推進課に測定結果書の写しを提出するものとする。

ただし、前年度から継続して搬入する場合で、1 年以上にわたる測定結果があり、搬入する廃棄物の発生状況等から放射性物質濃度に大幅な濃度増加がないと想定できる場合には、当該年度の協議に係る搬入中の測定は不要とする。

新規で搬入する場合のほか、年度途中で搬入する廃棄物の品目を追加する場合や発生工程の変化による廃棄物の性状が変わる場合など、前記ただし書に該当しない場合には、原則どおりの取扱いとする。

2 放射性セシウム濃度の測定を要しない産業廃棄物

- (1) 医療機関等の屋内から発生する感染性廃棄物等（ただし、当該廃棄物が建屋外で保管されるような場合は除く。）
- (2) 屋内の事業場等から発生する産業廃棄物（ただし、次のものについては除く。①事業場内から発生する汚泥②原材料等が屋外で製造されている場合や容器等に梱包されることなく建屋外で保管されている場合③製造工程の途中で建屋外での作業が行われる場合④当該廃棄物が容器等で密閉されることなく建屋外で保管されるような場合）
- (3) その他知事が認める場合

3 産業廃棄物を処理する場合の放射性セシウム濃度等の測定

処理する者（産業廃棄物の焼却又は埋立を行う者（以下「事業者等」という。））は、最終処分場からの放流水又は浸透水、周縁地下水又は地下水集排水設備により排出された地下水（以下「放流水等」という。）、脱水汚泥等の排水処理残渣、焼却施設から排出される処理物（燃え殻、ばいじん等）について、放射性セシウム濃度を測定するものとする。

測定の頻度は、原則として放流水等については半年に 1 回、排水処理残渣及び燃え殻、ばいじん等処理物については半年に 1 回もしくは搬出の都度とする。産業廃棄物の受入期間（処理するまでの場内保管を含む）が半年に満たない場合には、受け入れた産業廃棄物を処理する期間内に 1 回実施するものとする。

また、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向が示され県の確認を受けた場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

4 測定方法等

測定方法は、放射性セシウム濃度の測定にあたっては、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（NaI（Tl）シンチレーションスペクトロメータでも可）を用いて測定する。

なお、詳細については、「事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン」（平成 23 年 12 月環境省。以下「廃棄物関係ガイドライン」という。）のとおりとする。

- （１）搬入する産業廃棄物、排水処理残渣、燃え殻、ばいじん等の処理物を測定する際の検出下限値については、50Bq/kg（セシウム 134 とセシウム 137 の検出下限値がそれぞれ 25Bq/kg 以下であること。）程度以下であることが望ましい。
- （２）放流水等を測定する際の検出下限値については、セシウム 134 とセシウム 137 がそれぞれ 1Bq/L 程度以下であることが望ましい。

5 試料のサンプリング方法

- （１）産業廃棄物の放射性セシウム濃度は、測定する物の性状や試料採取箇所によってばらつきがあると考えられるので、試料採取にあたっては廃棄物関係ガイドラインや日本産業規格（JIS-K0060「産業廃棄物のサンプリング方法」）等を準用すること。
- （２）建築物の解体等により発生する産業廃棄物については、解体、分別後にサンプリングすることを原則とするが、やむを得ず解体前に測定する場合は、原則として測定に必要な量を屋根又は外壁等の建築物の表面 5 箇所からサンプリングすること。

6 測定結果の報告等

事業者等は、上記により測定した結果について、毎月の結果をとりまとめ翌月 10 日まで処理施設がある地域の総合支庁環境課（処理施設が山形市にある場合は、本庁循環型社会推進課）に報告すること。

なお、上記の測定により放射性セシウム濃度が別表に定める基準を超えた場合には、前記にかかわらず直ちに総合支庁環境課（処理施設が山形市にある場合は、本庁循環型社会推進課）に報告するものとする。

7 結果の公表等

県は、上記 6 の報告内容を公表する。また、産業廃棄物の排出者、処理する者等が上記 1、3 の測定を行わない場合や上記 6 の報告を行わない場合には、その旨を公表することがある。

別表

項目	基準
排ガス	Cs134 濃度 (Bq/m ³) /20 + Cs137 濃度 (Bq/m ³) /30 が 1 を超えないこと
排水、放流水、浸透水	Cs134 濃度 (Bq/L) /60 + Cs137 濃度 (Bq/L) /90 が 1 を超えないこと
周縁地下水、地下水集排水施設により排出された地下水	悪化しないこと
処理物	4,000Bq/kg